

厚生労働省告示第二百七十五号

厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成二十年厚生労働省告示第二百七十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る特別な薬剤を次のように定め、平成二十年五月一日から適用する。

平成二十年四月十日

厚生労働大臣 舛添 要一

厚生労働大臣が定める特別療養費に係る特別な薬剤

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬